

きりしんサステナブルサポート

(2024年11月1日現在)

1. 商品名（愛称）	きりしんサステナブルサポート
2. ご利用いただける方	当金庫の会員または会員資格を有し、以下の全てに該当するお客さま ① 当金庫の営業地区内に店舗または事業所がある法人および個人事業主の方 ② 当金庫の審査基準により、貸出が適当と認められた方 ③ 「SDGs 簡易診断」を受けられ、自社の SDGs 対応に関する課題を把握し、その解決に向けて取り組む方
3. 資金用途	① エネルギー効率の向上（省エネ・再エネ事業等）を促進する設備の新設・増設・入替の設備資金（環境共創イニシアチブで型番が登録されている設備、トップランナー基準を満たしている設備等） ※導入例）再生エネルギー設備、省エネ設備導入資金、省力化機械設備、照明器具、空調、EV 車両（PHV、PHEV、FCV 等を含む）・ハイブリッド車（HV）の購入、EV 充電設備設置、等 ② ご利用いただける方の①～③の全てに該当するお客さま：運転資金
4. お借入金額	50 万円以上 1,000 万円以内（1 企業 1 回限りのご利用とします）
5. 貸付形態	証書貸付
6. お借入期間	運転資金 5 年以内 設備資金 10 年以内
7. 担保・保証人	個別対応
8. ご返済方法	・原則千円単位とした毎月元金均等返済 ・元金据置は不可
9. 金利	・50 万円以上 500 万円以内 固定金利 1.5% ・501 万円以上～1,000 万円以内 固定金利 1.2% ※但し、「群馬環境 GS」、「エコステージ」、「エコアクション 21」、「ISO14001」、「外部専門機関が認定した SDGs 認定企業」の認証・登録、もしくは「健康経営優良法人」に認定されている場合 または「省エネ最適化診断」、「省エネお助け隊」、「e-dash」、の制度を受けた場合は年 0.3%金利優遇
10. 手数料等	・手数料・印紙代等諸費用は、別途ご負担いただきます。
11. 苦情処理措置・紛争解決措置	苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店またはリスク統括部（9 時～17 時、電話：0120-277-622）にお申し出ください。 紛争解決措置 東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）（以下「東京三弁護士会」という）または群馬弁護士会（電話：027-233-4804）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記リスク統括部または全国しんきん相談所（9 時～17 時、電話：03-3517-5825）にお申し出ください。また、お客さまから、上記弁護士会に直接お申し出いただくことも可能です。 なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、①お客さまのアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）—もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫リスク統括部もしくは全国しんきん相談所にお問合わせください。

◎ ご融資に際しては事前に審査をさせていただきます。結果によっては、ご希望に添えない場合がございますので、あらかじめご了承下さい。